

議案第1号

平成27年度木古内町一般会計補正予算（第7号）

平成27年度木古内町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,751,266千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 2月 8日 提出
木古内町長 大森伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

【歳入】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	5,751,266	0	5,751,266

【歳 出】

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		1,235,789	△ 34,541	1,201,248
	1. 総 務 管 理 費	1,206,622	△ 34,541	1,172,081
3. 民 生 費		760,790	△ 2,976	757,814
	1. 社 会 福 祉 費	644,432	△ 2,976	641,456
4. 衛 生 費		609,583	1,104	610,687
	1. 保 健 衛 生 費	399,248	1,104	400,352
7. 商 工 費		63,512	337	63,849
	1. 商 工 費	63,512	337	63,849
8. 土 木 費		1,445,759	47,720	1,493,479
	2. 道 路 橋 梁 費	321,245	47,784	369,029
	4. 都 市 計 画 費	1,089,208	△ 64	1,089,144

議案第 2 号

平成 27 年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

平成 27 年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 399 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 994,799 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 8 日提出

木古内町長 大 森 伊佐緒

議案 第 3 号

平成27年度木古内町水道事業会計補正予算(第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成27年度木古内町水道事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成27年度木古内町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収益的収入)

(単位:千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款 水 道 事 業 収 益	156,682	1,104	157,786
第 2 項 営 業 外 収 益	32,456	1,104	33,560
収 入 合 計	156,682	1,104	157,786

(収益的支出)

(単位:千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款 水 道 事 業 費 用	148,421	△ 298	148,123
第 1 項 営 業 費 用	127,349	△ 298	127,051
支 出 合 計	148,421	△ 298	148,123

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第7条に定めた職員給与費「37, 018千円」を「36, 714千円」に改める。

平成28年2月8日 提 出
木古内町長 大森 伊佐緒

平成27年度木古内町水道事業会計予算実施計画補正

収益的收入及び支出

(収入)

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業収益			156,682	1,104	157,786
	2. 営業外収益		32,456	1,104	33,560
		2. 他会計負担金	17,688	1,104	18,792
収入合計			156,682	1,104	157,786

(支出)

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用			148,421	△ 298	148,123
	1. 営業費用		127,349	△ 298	127,051
		2. 配水及び給水費	17,243	△ 138	17,105
		3. 総係費	30,055	△ 160	29,895
支出合計			148,421	△ 298	148,123

議案第 4 号

平成27年度 木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成27年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,611千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ700,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月8日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		112,787	△ 2,611	110,176
	1. 一般会計繰入金	109,829	△ 2,611	107,218
歳入合計		702,691	△ 2,611	700,080

議案 第 5 号

平成 27 年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 27 年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 64 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、230,212 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 8 日 提出

木古内町長 大森 伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	金額
4. 繰入金		93,655	△ 64	93,591
	1. 繰入金	93,655	△ 64	93,591
歳入合計		230,276	△ 64	230,212

